

# サンケイ化学 農薬登録情報

## サンケイ スミチオン乳剤

MEP 乳剤

登録番号：農林水産省登録第 5052 号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：MEP・・・50.0%

毒性：普通物（毒物・劇物に該当しないものを指している通称）

販売エリア：九州全県

### 適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録商品「サンケイ スミチオン乳剤」が令和元年 6 月 27 日付を以て下記の内容で適用拡大いたしました。

#### 【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・作物名「ごぼう」、「桑」、「げっきつ」を追加する。
- ・作物名「豆类（種実、ただし、だいず、あずき、いんげんまめ、えんどうまめ、そらまめを除く）」を「豆类（種実、ただし、だいず、あずき、いんげんまめ、そらまめを除く）」に変更し、作物名「えんどうまめ」を削除する。
- ・作物名「ねぎ」の使用時期「収穫 21 日前まで」を「収穫 14 日前まで」に変更する。
- ・作物名「トマト」の使用時期「収穫 14 日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「なす」の使用時期「収穫 3 日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「いちご（露地栽培）」を「いちご」、使用時期「21 日前まで」を「収穫前日まで」に変更する。
- ・作物名「なつみかん」を「かんきつ（みかんを除く）」、使用時期「収穫 21 日前まで」を「収穫 14 日前まで」に変更する。
- ・作物名「大粒種ぶどう」の使用時期「収穫 30 日前まで」を「収穫 21 日前まで」に変更する。
- ・作物名「おうとう」の使用時期「収穫 21 日前まで」を「収穫 14 日前まで」に変更する。
- ・作物名「かき」の使用時期「収穫 45 日前まで」を「収穫 30 日前まで」に変更する。
- ・作物名「だいず」に使用方法「空中散布」を追加する。
- ・作物名「かんきつ（みかんを除く）」の適用病害虫名に「ミカンキジラミ」を追加する。

#### 【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大のみ記載）】

次ページに記載する。

#### 【注意事項の変更について】

次々ページに記載する。

なお、使用にあたっては製品に貼付されているラベルを参照してください。

【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大のみ記載）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
かき	ハマキムシ類 カキノヘタムシガ カキホソガ フジコナカイガラムシ オオワタコナカイガラムシ カメムシ類 イラガ類 アメリカシロヒトリ ミノガ類若齢幼虫	1000倍	200～700L/10a	収穫30日前まで	3回以内	散布	3回以内 (樹幹処理は2回以内)
かんきつ (みかんを除く)	アブラムシ類	1000～2000倍	200～700L/10a	収穫14日前まで	3回以内	散布	3回以内 (樹幹処理は1回以内)
	ハマキムシ類 サンホーゼカイガラムシ アザミウマ類 カメムシ類 カナタタキ ミカンツボミタマバエ ケシキスイ類 コアオハナムグリ フラーバラソウムシ コナカイガラムシ類	1000倍					
	ミカンキジラミ						
大粒種ぶどう	アブラムシ類 フタテンヒメヨコバイ ブドウスカシバ ブドウトリバ	1000～2000倍	200～700L/10a	収穫21日前まで	2回以内	散布	4回以内 (収穫終了後から萌芽までは2回以内、萌芽後は2回以内)
	ハマキムシ類 ブドウトラカミキリ キンケクチブトゾウムシ成虫	1000倍					
	クワコナカイガラムシ	1500倍					
おうとう	アブラムシ類	1000～2000倍	200～700L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内 (樹幹処理及び灌注処理は合計1回以内)
	ハマキムシ類 ナシゲンバイ アメリカシロヒトリ	1000倍					
いちご	アブラムシ類	2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内
ねぎ	アブラムシ類	1000～2000倍	100～300L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内
	アザミウマ類	700～1000倍					
	ネギコガ	1000倍					
ごぼう	アブラムシ フキノメイガ	1000～2000倍	100～300L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	2回以内
トマト	アブラムシ類 オオニジュウヤホシテントウ	2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内
なす	アブラムシ類 テントウムシダマシ類	1000～2000倍	100～300L/10a	収穫前日まで	5回以内	散布	5回以内
豆類 (種実、ただし、 だいず、あずき、 いんげんまめ、 そらまめを除く)	シロイチモジマダラメイガ ダイズサヤタマバエ カメムシ類 マメヒメサヤムシガ	1000倍	100～300L/10a	収穫21日前まで	4回以内	散布	4回以内
	アブラムシ類	1000～2000倍					
	マメシクイガ	1000～1500倍					

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	MEPを含む農薬の総使用回数
だいず	マメシクイガ ダイズサヤタマバエ シロイチモジマダラメイガ マメヒメサヤムシガ カメムシ類	20倍	3L/10a	収穫21日前まで	4回以内	空中散布	4回以内
	ダイズサヤタマバエ シロイチモジマダラメイガ ダイズサヤムシガ カメムシ類 ウコンノメイガ マメシクイガ	8倍	800mL/10a			無人航空機による散布	
	シロイチモジマダラメイガ ダイズサヤタマバエ カメムシ類 マメヒメサヤムシガ ウコンノメイガ マメハンミョウ	1000倍	100～ 300L/10a			散布	
	アブラムシ類	1000～2000倍					
	マメシクイガ	1000～1500倍					
げっきつ	ミカンキジラミ	1000倍	200～ 700L/10a	-	6回以内	散布	6回以内
桑	クワゾウムシ成虫	500～750倍	100～ 300L/10a	成虫発生期	6回以内	散布	6回以内

### 【注意事項の変更について】

使用上の注意事項を以下の内容に変更する（朱記した部分が変更箇所）。

#### 8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) ボルドー液との混用は散布直前に行い、出来るだけ早く使用すること。ただし、その他のアルカリ性の強い農薬との混用はさけること。
- (3) あぶらな科作物、さといも、ソルゴーには薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (4) 桃の初期散布（5～6月）には、薬害のでることがあるので注意すること。
- (5) 梨の早生赤種、りんごの旭種及びその近縁種には薬害のでることがあるので使用はさけること。
- (6) 宿根かすみそうに使用する場合、開花期には薬害を生じることがあるので、この時期の使用はさけること。
- (7) 施設栽培のいちごには使用しないこと。
- (8) 牧草地に散布した場合は、散布直後の放牧はさけること。
- (9) イネシンガレセンチュウの本田における防除に使用する場合、散布適期は出穂の頃であるので時期を失ないように散布すること。  
なお、効果を高めるためには出穂始めとその1週間後の2回散布が望ましい。
- (10) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (11) 稲（箱育苗）のイネシンガレセンチュウに使用する場合、下記の事項に注意すること。
  - ① 発芽期～緑化期の使用は薬害を生ずるおそれがあるのでさけること。
  - ② 軟弱徒長苗、ムレ苗などの場合は薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。

③土壌が極端に湿潤な場合は使用しないこと。

(12) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数300倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。

(13) クワゾウムシに対しては成虫が桑樹に集まる4月下旬から6月頃に散布すること。

(14) かきのミノガ類に使用する場合、幼虫が大きくなると効果が劣るので若令幼虫期に時期を失ないように散布すること。

(15) 本剤を希釈倍数250倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の地上液剤散布装置を利用すること。

(16) ひのきに対しては個体によって落葉枯損にいたるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。

(17) ほうれんそうに使用する場合、幼苗期には薬害を生じるおそれがあるので注意すること。

(18) 果樹のカメムシ類に対しては発生に応じて、所定使用回数以内で繰り返し散布すること。

(19) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

①散布薬液の飛散によって他の動植物（特にあぶらな科作物、桑、さといも、ソルゴ等の農産物、養蚕、養蜂）に影響を与えないよう散布区域の選定に注意すること。

②水源池、飲料用水、養魚池、養魚田等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。

(20) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合はさらに次の注意を守ること。

①散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。

②少量散布（8倍液）の散布には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。

③無人航空機による散布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。

④本剤を空中散布及び無人航空機による散布で、さとうきびのカンシャコバナナガカメムシに使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

⑤散布中、薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行なうこと。

⑥特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。

⑦散布終了後は次の項目を守ること。

(a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。

(b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

(c) 顔、手足等皮膚の露出部を石鹸でよく洗い、うがいをすること。

(21) かんぎつのミカンツボミタマバエ防除に使用する場合は、成虫の発生初期に樹冠部及び主幹部を中心とした樹の内部、樹冠下の地表面に散布するのが効果的である。

(22) 芝のコガネムシ類幼虫に使用する場合は、散布液が土壌中に十分しみ込むようジョロ等で1㎡当り3Lを散布すること。

(23) 水稻種子の吹付け処理の場合は専用の種子消毒機を使用し、乾燥種籾に均一に付着するよう所定薬液を吹きつけて乾燥すること。

なお、処理後長期間保存する場合には薬液処理を行ったことを明記し、まちがいのないようにすること。

(24) まめ科牧草のアルファルファゾウムシに使用する場合は、幼虫発生期～成虫発生初期に散布すること。なお、防除適期等については病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

(25) フラーバラゾウムシ及びミカンキジラミに使用する場合は、植物防疫（事務）所、病害虫防除所等関係機関の指導のもとに実施すること。

(26) 蚕に対して影響があるので、給桑予定している桑葉にはかからないようにすること。

(27) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

①ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

②受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の果樹園等では使用をさけること。

③養蜂が行われている地区では都道府県の畜産部局と連絡し、ミツバチの危害防止に努めること。

(28) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。



## サンケイ化学株式会社

本 社	〒 8 9 1 - 0 鹿 <del>尾</del> 島市南栄二丁目9	TEL : ( 0 9 9 ) 2
九州北部営業所	〒 8 4 1 - 0 佐賀県鳥栖市曾根崎町1154-3	TEL : ( 0 9 4 2 )
宮崎事務所	〒 8 8 0 - 0 宮崎 <del>市</del> 市神宮東三丁目6-19 山本ビル	TEL : ( 0 9 8 5 )